

# 東北文化学園大学 個人情報保護規程

「平成 17 年 1 月 28 日」

「理事会 制定」

## (目的)

第 1 条 この規程は、東北文化学園大学（以下「本学」という。）が「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 2 条第 3 項の「個人情報取扱事業者」として、適正に個人情報の管理を行い、もって本学における個人の権利利益及びプライバシーの保護に資することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規程において、次の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 本学の学生、学生の保証人、役員、教職員、卒業生その他これらに準ずるものに関する情報であって、本学が業務上取得し、又は作成したもののうち、特定の個人が識別されるものをいう。
- (2) 記録文書 本学において保有している個人情報を記録した文書、図面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等をいう。

## (責務)

第 3 条 本学は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益及びプライバシーの侵害の防止に関し、必要な措置を講じるように努めなければならない。

- 2 本学の教職員は、職務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (個人情報保護管理者)

第 4 条 この規程の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、研究科長、各学部長、事務局長及び事務局各部長をもって充てる。
- 3 管理者は、その所管する業務の範囲内における個人情報の収集、利用、提供及び管理並びに個人からの開示・訂正の請求に関し、この規程の定めに従い、適正に処理する責任を有する。

## (収集の制限)

第 5 条 個人情報の収集は、本学の教育・研究及びこれらに伴う業務に必要な範囲内で、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

2 個人情報の収集は、思想、信条及び信教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。

3 個人情報の収集は、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。ただし、法令の規定に基づくとき、本人の同意があるとき、その他管理者において必要かつ相当の理由があると認められるときは個人情報を第三者から収集することができる。

(利用及び提供の制限)

第6条 収集した個人情報は、定められた目的以外に利用し、又は提供してはならない。ただし、本人の同意があるとき、当該個人情報を他の学部・部局に提供する場合で業務遂行上、必要かつ相当の理由があると認められるとき、その他管理者において提供に相当の理由があると認めるときはこの限りではない。

2 管理者は、前項ただし書きにより他の学部・部局に個人情報を提供する場合は、これを記録しなければならない。

(個人情報の管理等)

第7条 管理者は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、所管する個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 管理者は、個人情報をその目的に応じ、最新の状態に保つよう努めなければならない。

3 管理者は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実かつ迅速に廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う取扱い)

第8条 個人情報の取扱いを含む業務を学外に委託する場合は、当該契約において、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(個人情報の開示請求)

第9条 個人は、自己に関する個人情報について、当該個人情報を保有する管理者に対し、開示の請求をすることができる。

2 管理者は、開示請求を受けたときはこれを開示しなければならない。ただし、その記録に第三者の情報が含まれているとき、個人の指導、評価、診断、選考等に関するものであって、開示をすることにより、その後の指導等に支障が生ずる見込みがあるとき、その他本学の適正な業務執行に支障が生ずるおそれがあるときはその限りではない。

3 前項ただし書きにより開示をしないときは、開示請求をしたものに対し、その理由を文書により通知しなければならない。

4 個人情報の開示の方法は、記録文書の写しを交付することにより行う。この場合において、個人情報が磁気テープ、磁気ディスク等に記録されている場合は、印字装置により出力したものの写しを交付する。

(訂正の請求)

第 10 条 個人は、自己の個人情報に誤りがあると認める場合は、当該個人情報を保有する管理者に対し、訂正の請求をすることができる。

2 管理者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果を本人に文書で通知しなければならない。

(不服の申立て)

第 11 条 個人は、個人情報の取扱いに関し不服がある場合は、学長に対し、不服の申立てをすることができる。

2 学長は、前項の申立てを受けたときは、速やかに個人情報保護委員会を開催してこれを審査し、その結果を申立人に通知しなければならない。

(個人情報保護委員会)

第 12 条 本学の個人情報の保護にかかる重要事項を審議するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 個人情報の保護に関する全学的な施策に関する事項

(2) 個人情報の有効利用のための全学及び各学部のデータベース化等に関する事項

(3) 個人からの開示請求及び訂正請求に関する事項

(4) その他管理者から個人情報の収集、利用、提供に関し付議された事項

3 委員会の委員は、学長、各管理者及び学長の指名するものとし、その委員長は、学長とする。委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

4 委員長は、委員会の審議状況について、随時、理事会に報告するものとする。

5 委員会の事務は、大学事務局庶務部庶務課が行う。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、個人情報保護委員会の審議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。